

別海町地域おこし協力隊募集要項 (ふるさと納税大学院 雇用型)

1 募集背景

日本屈指の食糧生産基地としての使命を今後も果たし続けるため、地域再生にチャレンジした多くの経験から得られたノウハウを多くの若者に伝え、地域再生に寄与する人材を育成するプログラム「別海町ふるさと納税大学院」を組成しました。

当プログラムを活用し、マーケティング、シティプロモーションの実務や商品開発などを通じた人材育成と地域活性化を推進していくため、地域おこし協力隊を募集します。

2 募集人数及び任用形態

4名 雇用型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

- 「別海町ふるさと納税大学院プログラム」に関する業務
 - プログラムに基づいた実務を通じたマーケティングスキルの研修
 - シティプロモーションイベントのディレクション及び現場管理
 - デザインやライティングなどスキルを活かした情報発信 など

<活動場所>

別海町役場（北海道野付郡別海町別海常盤町 280）

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）参加者として2年以上活動し、かつ JET プログラム終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの「[特別交付税措置に係る地域要件確認表](#)」でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています
- ・「一部条件不利地域」の場合
→ お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています
条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方
- (5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方
- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方

5 勤務条件

■ 身分

別海町会計年度任用職員（第 2 号）として任用します。

■ 任用期間

任用日（※ 1）から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長 3 年まで更新することがで

きます。)

※1 任用日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※2 職務怠慢や非行など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

■ 給与

月額 325,000 円

※ 時間外勤務手当、通勤手当は別途支給します。会計年度任用職員はその他の扶養手当、住宅手当、寒冷地手当等は支給対象外となります。

■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休息時間とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から本人負担分が差し引かれます。
- ② 役場庁舎内の勤務で使用する端末が貸与されます。
- ③ 活動用の車両は、原則として公用車を使用します。
- ④ 住居は民間アパート等を斡旋します。（住宅料、光熱水費は自己負担となります）
- ⑤ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑥ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑦ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。

■ 副業

原則として認めていませんが、任期中の協力隊活動に影響を及ぼさず、かつ任期終了後の定住に関連するもので、町長が認めた場合は許可します。

6 応募方法

■ 提出書類

- ① 「別海町地域おこし協力隊応募用紙」（本要項5ページ）
- ② 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとします。）
- ③ 「職務経歴書」（任意書式）



■提出方法

下記の電子フォームから応募してください。

<https://logoform.jp/f/falSf>

- ※ ①は電子フォームで入力できます。
(②③は原則 PDF を添付してください。)
- ※ 応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。
- ※ 郵送も可能です。郵送の場合は下記の提出先に送付ください。

■提出先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280
別海町 総合政策部 地域創生課 あて

■募集期間

令和7年8月29日（金）まで
（郵送の場合は、当日消印有効）

- ※ 持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
- ※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。
希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。
第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。
第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

※ WEB 面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町役場

町 HP : <https://betsukai.jp/>

総合政策部地域創生課（担当：成田（なりた））

TEL : 0153-74-9502（直通）

E-mail : chiikisousei@betsukai.jp

別海町地域おこし協力隊応募用紙

令和 年 月 日

別海町地域おこし協力隊募集要項を確認・承諾の上、次のとおり応募します。

(ふりがな) 氏 名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別 男 ・ 女
住 所 連 絡 先	住 所	〒	
	電 話	自宅・携帯 ()	—
		FAX ()	—
	Eメール		
希望する活動	☐ まちづくり情報発信活動（雇用型） ☐ まちづくり情報発信活動（委託型） ☐ 調理人財（委託型） ☐ 大学連携推進（雇用型） ☐ 移住促進（雇用型） ☐ 人口戦略推進（雇用型） ☐ ふるさと納税大学院（雇用型） ☐ ふるさと納税大学院（委託型） ☐ 若者増加促進（委託型） ☐ ふるさと応援推進（雇用型） ☐ 観光拠点おもてなし推進（委託型） ☐ ものづくり推進（委託型） ☐ 北方領土問題啓発支援（雇用型） ☐ 自治推進支援（雇用型） ☐ 中小企業・商店街活性化（委託型） ☐ 中小企業・商店街活性化（雇用型） ☐ 野菜・果物栽培研究活動（委託型） ☐ 女性活躍推進（委託型） ☐ フリーミッション（委託型）		
着任可能日	令和 年 月 日		
応募動機 ・ 着任して取り組みたいこと			
健康状態	アレルギー、持病など健康上の特筆すべき事項があればご記入ください。		
募集を知った きっかけ (複数選択可)	☐ 別海町公式ホームページ ☐ JOIN協力隊募集サイト ☐ 別海町公式 SNS ☐ べつかい移住ちゃんねる ☐ エン転職 ☐ doda ☐ マイナビ ☐ engage ☐ SMOUT ☐ ワーブシティ ☐ 知人からの紹介 ☐ その他 ()		